

# 第10回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2025年11月28日開催

2025年12月2日

第10回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、投資者保護のためのエンフォースメントの確保のため、保証業務実施者の責任のあり方について、行政責任、刑事責任、民事責任等の観点から議論が行われました。

また、WGの最後に、これまでの議論を踏まえた報告書のたたき台について、次回のWGで議論をしたい旨の発言が座長よりありました。

## 保証業務実施者へのエンフォースメント

保証業務実施者の責任については、サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ<sup>1</sup>での議論において、現行の金融商品取引法や公認会計士法で監査法人等に課されている義務・責任を参考としつつ、一方で過度な責任を負わせない措置の検討も必要（企業におけるセーフハーバー・ルールを踏まえて検討）という意見が示されました。こうした議論も踏まえ、第10回WGでは、第9回WGで議論された保証業務実施者の登録要件を設けることを前提として、保証業務実施者に対する責任のあり方について、サステナビリティ情報の性質等に留意しつつ、投資者保護のためのエンフォースメントを確保する観点から(1)行政責任、(2)刑事責任、(3)民事責任等について議論が行われました。

### (1) 行政責任

#### ① 行政処分等

保証業務実施者の業務の適切性等を確保する観点からは、行政上のエンフォースメントが必要であるとして、事務局から金融商品取引法や公認会計士法の既存の規定（【図表1】参照）を参考にした、以下のような案が示され議論が行われました。

 保証業務実施者による虚偽「保証」その他の法令違反、不当な業務運営等に対する責任を追及する手段として、課徴金納付命令のほか、業務改善命令、業務停止命令、登録取消等を規定することが考えられる

 また、これら行政処分に係る調査の手段として、保証業務実施者等に対する報告徴求命令等を規定することが考えられる

参考：金融庁ウェブサイト [第10回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年11月28日） P.6

注1：サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証専門G」という）は、第5回WGで設置が決定された会議体であり、サステナビリティ保証の範囲・水準等や保証業務の担い手など、大きな方向性に係る事項はWGで検討し、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、WGの下に設置された保証専門Gで議論することとされました。保証専門Gは、2025年2月以降、4回の議論を行っています。

図表1 監査法人・金融商品取引業者に対する行政処分等の例

	監査法人 注1	金融商品取引業者 注2
報告徴求命令	行政処分を実施するための調査として監査法人や参考人に対して、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときに報告徴求命令ができる	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときに金融商品取引業者、これと取引する者等に対して報告徴求命令ができる
改善指示	監査法人が行う業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、監査法人に対し必要な指示ができる	—
戒告	監査法人に対して厳重注意ができる	—
業務改善命令	監査法人が業務を公正かつ的確に遂行するため、業務管理体制の整備を命令できる	業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等の改善に必要な措置を取るべき旨を命令できる
業務停止命令	2年以内の期間を定めて業務の全部・一部の停止を命令できる	6か月以内の期間を定めて業務の全部・一部の停止を命令できる
解散命令 ・登録取消	監査法人へ解散を命令できる（有限責任監査法人は登録制であり、登録抹消を命令できる）	登録の取消ができる
関与禁止	2年以内の期間を定めて、重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部・一部に関与することを（監査法人に対して）禁止する命令ができる	— (役員の解任を命令できる。)

注1：改善指示の要件は①法令違反、②著しく不当な業務運営である。その他の行政処分の要件は、①法令違反、②著しく不当な業務運営、③虚偽又は不当な証明（故意ではなく相当の注意を怠った場合は重大な虚偽に限る）、④改善指示に従わないときである。

注2：業務停止命令、登録取消、役員の解任命令の要件は法令違反、行政庁の命令に違反、不正又は著しく不当な行為をした（その情状が特に重いとき）等である。

参考：金融庁ウェブサイト [第10回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年11月28日） P.6

## ② 課徴金納付命令

有価証券報告書等の虚偽記載等に関連して、違反行為を抑止するため、公認会計士法では虚偽証明を行った公認会計士、監査法人に対して課徴金納付命令が規定されています（公認会計士法第34条の21第2項、第34条の21の2 第1項、第2項、2007年法改正において導入）。本来、財務諸表監査は継続的な業務であるにもかかわらず、虚偽証明があった場合、業務停止命令によって（虚偽証明と）無関係な企業にその影響が及ぶところ、金銭的負担を課すことで違反行為を抑止することが効果的であるとの考えにより課徴金納付制度が規定されました。こうした考えは、サステナビリティの保証業務実施者にも当てはまるところから、事務局より以下のような案が示され議論が行われました。

 <b>虚偽「保証」を行った者に対する課徴金制度を設けてはどうか</b>
 保証業務実施者に対する課徴金額の考え方には、公認会計士法を参考に、①相当の注意を怠ったことによる虚偽「保証」は保証報酬相当額を課し、違反行為を効果的に抑止する観点から、②故意による虚偽「保証」は保証報酬の1.5倍を課すことを基本としてはどうか

参考：金融庁ウェブサイト [第10回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年11月28日） P.7

## (2) 刑事責任

刑事責任について、以下のような考え方が事務局から示されました。

- 金融商品取引法上、有価証券報告書等の虚偽証明に対する刑事罰は規定されていない（もっとも、公認会計士については虚偽記載有価証券報告書提出罪（金融商品取引法第197条1項1号）等の共犯が成立する場合がある）ため、**サステナビリティ情報の虚偽「保証」についても刑事罰を規定しないことが適当と考えられる**
- 一方、監査法人の業務が適切に実施されるよう、**重要な行為規制の違反については罰則が科されるものもあり、例えば、公認会計士・監査法人の従業員等が業務上知り得た秘密を漏らすなど守秘義務に違反した場合、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科される（公認会計士法第52条）**
- **保証業務実施者の守秘義務**については、
  - ・ 企業が安心して情報提供できるようにするとともに、保証業務実施者が積極的に社内の情報を入手するための**重要な行為規制**であり
  - ・ また、監査法人とそれ以外の保証業務実施者について**規制のイコールフッティング**を確保する必要があることから、罰則を設けることが適当であると考えられる

これらを踏まえて、以下のような案が事務局から示され議論が行われました。

 保証業務実施者において、その業務が適切に実施されるよう、**監査法人との規制のイコールフッティング**の確保という観点にも留意しつつ、守秘義務等の**重要な行為規制**について罰則を設けることが適当ではないか

参考：金融庁ウェブサイト [第10回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年11月28日）P.10

## (3) 民事責任等

### ① 保証業務実施者の虚偽「保証」責任

金融商品取引法においては、有価証券届出書や有価証券報告書について、重要な事項につき虚偽の記載があった場合や記載すべき重要な事項の記載が欠けていた場合、その監査証明を行った公認会計士、監査法人の虚偽証明責任が規定されています（金融商品取引法第21条、第22条、第24条の4）。これらの民事責任規定は、**情報の非対称性**があることなどから、原告の訴訟負担が過大にならないよう、故意過失（がないこと）の立証責任を被告へ転換することで原告による責任追及をしやすくし、もってエンフォースメント手段としての実効性を確保しようとする規定です。

これらを踏まえて、以下のような案が事務局から示され議論が行われました。

 **情報の非対称性を踏まえた訴訟負担の軽減**という民事責任規定の趣旨は、**サステナビリティ保証**にも当てはまるため、**保証業務実施者**について、虚偽「保証」を行った場合における立証責任が転換された民事責任を規定することとしてはどうか

参考：金融庁ウェブサイト [第10回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年11月28日）P.12

### ② 保証業務実施者の責任の取り扱い

保証業務実施者による虚偽「保証」責任について、以下のような考え方が事務局から示されました。

- 保証業務実施者による虚偽「保証」責任は、**企業による重要な虚偽記載等を前提としている**（金融商品取引法第21条等）ため、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者も責任を負わないとすることは、**金融商品取引法の規定と整合性**がある
- また、セーフハーバー・ルールは、企業が虚偽記載等の責任を問われることを恐れて積極的な情報開示を避けようとするのではないか、といった懸念等を踏まえて検討されているものである

こうした議論を踏まえ、**投資判断に有用な情報が開示される**よう、サステナビリティ情報に関する保証を通じて**企業へ過度な負担がかかる**ないよう配慮することも必要である

これらを踏まえて、以下のような案が事務局から示され議論が行われました。

 ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という）において議論された企業のセーフハーバー・ルールを前提に、**企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合（将来情報等の合理性確保のための推論過程等が適正に開示されている場合）、保証業務実施者においても責任（立証責任が転換された民事責任）を負わないもの**としてはどうか

 一方、有価証券報告書において「**将来情報等の合理性確保のための推論過程等**」の開示が真実ではなく、企業にセーフハーバー・ルールが適用されない場合には免責されない（=保証業務実施者に固有のセーフハーバー・ルールを設けない）こととしてはどうか

※ 企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、**民事責任に加えて保証業務実施者に対する課徴金も免責することが適当**と考えられる。ただし、課徴金納付命令については当局による適正な法執行をガイドライン等によって担保できる（法律改正は不要）と考えられる。

参考：金融庁ウェブサイト [第10回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年11月28日）P.17

## ■議論の概要

委員からは、(1)行政責任、(2)刑事責任、(3)民事責任等に関する事務局案に、概ね賛同する意見が示されました。

また、委員から示された以下のような質問に対し、事務局の考えが示されました。

- 「事務局資料6頁の①行政責任（行政処分等）」に記載の保証業務実施者の定義について、保証業務実施者は法人か、業務執行社員等も含むのか、という委員からの質問に対し、事務局より、法人を指すものとして使用しており、行政処分は個人に及ぶものではないと考えている旨が示されました。また、保証業務実施者の範囲は、監査法人本体なのか、子会社になるのかという委員からの質問に対し、事務局より、サステナビリティ保証業務はいわゆる公認会計士法第2条第2項（財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる）業務に該当し、監査法人本体で実施可能と整理している旨が示されました。なお、その場合、指定社員の通知ができるのかについては、確認する旨があわせて事務局より示されました。
- 有限責任監査法人には公認会計士法で供託金制度が定められているが、これを監査法人以外の保証業務実施者にも課していくのかという委員からの質問に対し、事務局より、監査法人は公認会計士という国家資格を有する個人を前提としてスタートした制度であるのに対し、サステナビリティ保証の業務実施者に対する規制は、金融商品取引法上の業者規制として導入しようとしており、供託金制度や無限責任社員の存在といった点で規制が一致していない点があるのは事実であり、今後実務を積み重ねていく中で必要に応じて制度をアップデートしていきたい旨が示されました。
- 民事責任あるいは行政責任の両方に共通する論点として、セーフハーバー・ルールが適用される場合というのは、虚偽記載をしていないという取扱いとなるのか、虚偽記載はあるが過失がないため免責されるという取扱いなのかという委員からの質問に対し、事務局より、条文については内閣法制局と調整中であるが、第2回DWGで検討された、企業におけるセーフハーバー・ルールの適用要件（次章【参考1：DWGにおけるセーフハーバー・ルールの議論】参照）を満たす場合には、虚偽記載にあたらないという条文案とすることを想定している旨が示されました。
- 開示全体に対する任意の保証があった場合にもセーフハーバー・ルールが適用されるのか、という委員からの質問に対し、事務局より、任意の保証の要件（次章【参考2：任意の保証の要件】参照）を満たす場合には、エンフォースメントの対象となり、セーフハーバー・ルールの適用対象にもなる旨が示されました。

また、保証業務実施者へのエンフォースメントについて、委員から以下のような意見も示されました。

- 公認会計士法のもとでは、監査法人自体だけでなく、個々の社員が責任を負うという構造であるが、監査法人でない法人が保証業務実施者となる場合、個人は責任を負わないということになるが、このような責任構造のアンバランスについて、整合性を図る対応が必要ではないか。
- サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）で想定される合理的な見積りを超えて見積り情報をセーフハーバーの対象範囲に含めることを懸念するという意見や、見積り情報のセーフハーバー要件についてSSBJ基準との整合性を踏まえて策定するべきである。
- セーフハーバー・ルールの適用範囲・要件を明確化し、企業と保証業務実施者の双方が過度なリスクを負わずに投資家に有用な情報が開示される仕組みの構築を期待する。

さらに、本日の「ご議論いただきたい事項」には含まれていない論点についても、委員から以下のような意見が示されました。

- 有価証券報告書の提出期限延長について、訂正報告書による二段階開示しか認めないと認めるのは制度として硬直的すぎるのではないか。

これについては、事務局より、金融商品取引法上、やむを得ない理由がある場合には当局の承認のもと提出期限の延長が認められる規定があり、どのような理由が該当するかを明確化した開示ガイドラインの改正も含めて当該規定の柔軟な運用を検討していきたい旨が示されました。

WGの最後に、これまでの議論を踏まえた報告書のたたき台を事務局にて用意し、次回WGで議論を行いたい旨の発言が座長よりありました。

## 参考1：DWGにおけるセーフハーバー・ルールの議論

第1回及び第2回DWGにおいて、セーフハーバー・ルールの導入に関して以下のような議論が行われ、委員より概ね同意が得られています。詳細については、弊法人解説[第2回ディスクロージューワーキング・グループの概要](#)をご参照ください。

### (1) セーフハーバー・ルールの効果

- 虚偽記載等の責任に対する企業側の懸念を解消し、有価証券報告書における情報開示の充実を図るとのセーフハーバーの趣旨に照らせば、民事責任に加えて課徴金も免責することが適当と考えられる
- ただし、課徴金制度は、重要な虚偽記載等があった場合には当局が課徴金納付を命じなければならないとするものであり、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という）の改正によっても当局による適正な法執行を確保できることから、民事責任については法律改正、課徴金についてはガイドライン改正により、セーフハーバーを整備することが考えられる

### (2) セーフハーバー・ルールの適用範囲

- 不確実性が高く、正確性を求めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報として、セーフハーバー・ルールの適用範囲は非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から提供された情報（これら総称して「将来情報等」という）に限定
- 適用範囲の明確化は必要であるものの、今後もサステナビリティ情報を含む非財務情報の拡大が予想されることを踏まえると、一定の柔軟性も必要のため、例えば、以下のような考え方の大枠を内閣府令やガイドラインで示すことが考えられる（[【図表2】](#)参照）

図表2 セーフハーバー・ルールの適用範囲（DWGにおける議論）

将来情報 <sup>*1</sup>	統制の及ばない第三者から入手した情報	見積り情報
<ul style="list-style-type: none"><li>有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないものとする</li><li>有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（MD&amp;A）等に含まれる将来の業績予想等についてはセーフハーバーの対象となるが、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については過去情報であり、対象外となる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報とする</li><li>データプロバイダー<sup>*2</sup>から取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、セーフハーバーの対象とする</li></ul> <p>*2: データプロバイダーとは、例えば、Scope3GHG 排出量の測定における2次データ（バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ）として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者を想定</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的な数値を算出することとする</li><li>一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバーの対象とするとの考え方から、過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする</li><li>引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバーの対象外とする（「主要な経営指標の推移」等も同様）</li></ul>

\*1 : 米国の将来情報に係るセーフハーバー・ルールは、企業の商品・サービスを含む将来の事業のための経営の計画・目的の説明や、将来的な経済的パフォーマンスに関する記述も対象としている。

参考：金融庁ウェブサイト [第2回DWG 資料1 事務局説明資料](#)（2025年9月19日）P.9

### (3) セーフハーバー・ルールの適用要件

- 非財務情報のうちの将来情報等については、その合理性が確保されていると認められる場合には、金融商品取引法上の民事責任の規定を適用しない
- 有価証券報告書と確認書には、以下の事項の記載が求められることとなる  
こうした開示を通じて、企業内のガバナンス機関さらには経営者が関与する形で開示手続の整備と向上が進み、その結果として非財務情報等の将来情報等の合理性も確保されることが期待される
- このため、以下の有価証券報告書と確認書の記載事項（【図表3】参照）が真実であることを前提に、その開示をもってセーフハーバーが適用されるものとすることが考えられる

参考：金融庁ウェブサイト [第2回DWG 資料1 事務局説明資料](#)（2025年9月19日）P.14

図表3 セーフハーバー・ルールの適用要件（DWGにおける議論）

#### 有価証券報告書

- SSBJ基準において、ガバナンス情報として、サステナビリティ関連のリスクと機会について、以下の事項の開示が求められている
    - その監督に責任を負うガバナンス機関の名称・その責任
    - どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか 等
  - サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGにおいて、有価証券報告書の記載事項として、
    - 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程
    - 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続
- を追加することが提案されている

#### 確認書

- 確認書の記載事項に、経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を追加することを提案している
- 開示手続の範囲は、上記有価証券報告書の記載事項の開示も含まれる

参考：金融庁ウェブサイト [第2回DWG 資料1 事務局説明資料](#)（2025年9月19日）P.14

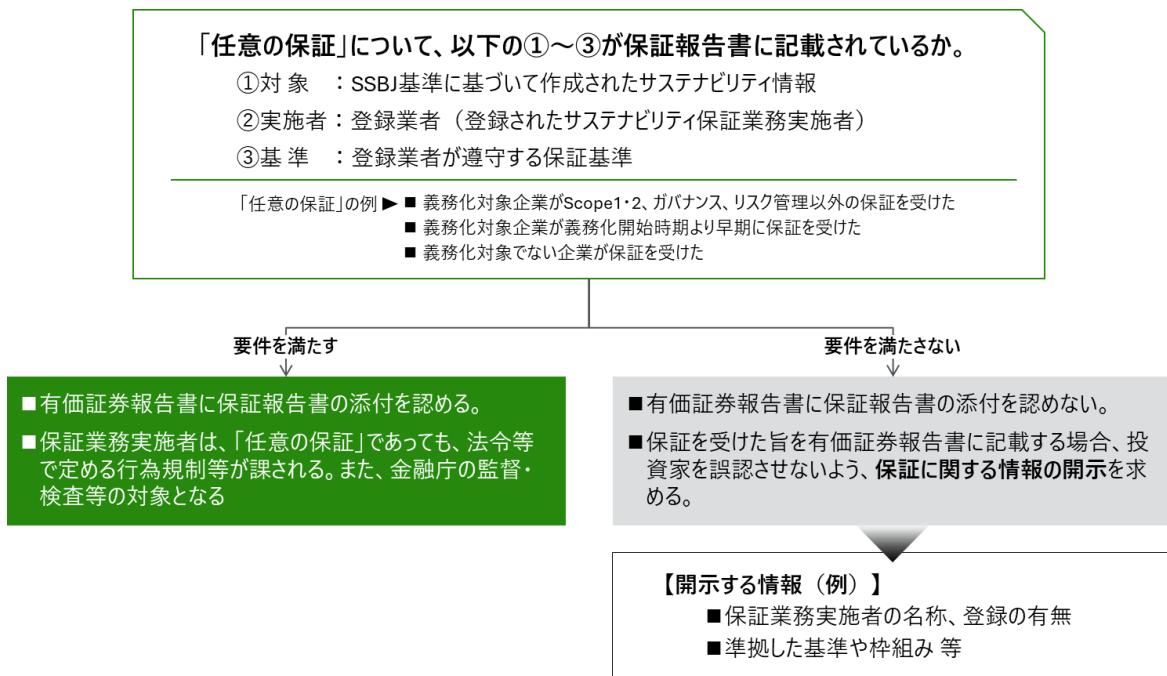
## 参考2：任意の保証の要件

第9回WGにおいて、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方のその他の論点として、「任意の保証」について議論が行われ、委員より概ね同意が得られています。詳細については、弊法人解説第9回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要をご参照ください。

### 任意の保証

- 「任意の保証」とは、有価証券報告書における義務的保証の対象でない情報について保証を受けること（例：義務化対象企業がScope 3の保証を受けること）や、義務化対象ではない企業が保証を受けることを指す
- 企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」は、開示情報の信頼性が高まるとともに投資者保護にも資するため、保証報告書によって積極的に開示されることが望ましいと考えられる
- 以下①②③が保証報告書に記載されているという要件（【図表4】参照）の全てを満たす場合、有価証券報告書へ保証報告書を添付できることとしてはどうか

図表4 任意の保証の要件の整理



参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#) (2025年10月30日) P. 31

以上

参考：[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第10回）議事次第：金融庁](#)

関連記事：[第2回ディスクロージャーワーキング・グループの概要](#)

[第9回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第8回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第7回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

#### サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

## 有限責任監査法人トマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トマツ、デロイトトーマツリスクドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や重要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTT（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しました拘束させることはできません。DTTおよびDTTの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTTはクラシアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイトアジア パシフィックリミテッドはDTTのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジア パシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクラシアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クラシアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・默示を問いません）をするものではありません。またDTT、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依頼した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれら法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>